
■ サービス等の特典があるため、ついつい購入してしまう回数券

《相談事例1》

A子さんは、温泉センターで、2万円（100枚）で入湯回数券を購入。その後、温泉センターが倒産により閉店。回数券が使用できずに60枚ほど残ってしまった。

この回数券は使用できないか。できなければ返金を求めることはできないか。

《相談事例2》

1ヶ月前、エステティックサロンで「施術チケットをまとめて購入すると1回あたりの施術料が安くなる」と聞き、60回分のチケットを現金で購入しました。しかし、初めての予約日にサロンに行くと、シャッターが閉まっており「破産手続きに入った」との紙が貼ってありました。一度も施術を受けてないので、返金してほしい。

■ 店舗の回数券にはリスクがある

一般的に、事業者が倒産し、破産手続きが開始された場合、事業者の資産は破産管財人（弁護士）の管理下に置かれ、消費者が店頭で求めても直接払い戻されることはありません。

消費者は「債権者届」を破産管財人に提出し、破産管財人が作成する債権者名簿に登録され、一般債権の扱いで清算配当を待つこととなります。

破産の情報は破産管財人から通知が来ることもありますが、何らかの事情で名簿から漏れ、届かないケースもありえるので、破産の知らせを耳にしたら、破産管財人に自分から問い合わせることも必要になることがあります。

清算は、優先債権（税金や従業員の給料等）への支払いを終えてから、一般債権への支払いが行われるので、現実の配当はほとんど期待できません。現金で支払い済みの場合、被害回復を図れないケースがほとんどです。

■ 無理なく利用できる範囲で、慎重に検討してから契約しましょう

- ・サービス提供が完了する前に、事業者が破産することは往々にしてあります。
また、事業者が、消費者に回数券やプリペイドタイプのカードなど、前払い商品の購入を

やたらと勧めてくるのは、資金繰りが厳しくなっているサインになっていることもあります。

- ・契約期間が長期になるものは、前払いにリスクがあることを認識し、慎重に検討してから契約しましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
